

第3部 計画の内容

- 第1章 男女共同参画に向けた意識改革
- 第2章 人権が尊重される社会の形成
- 第3章 男女共同参画の条件整備
- 第4章 計画の推進



計画の目標

男女が平等で共に参画するまちの実現

計画の基本理念

人権の尊重

「女だから男だから」と決めつけた意識や慣習の見直し

家庭、仕事や活動の場などの両立

性別による権利侵害の禁止

国、県、他市町村との連携
国際的理解・協力

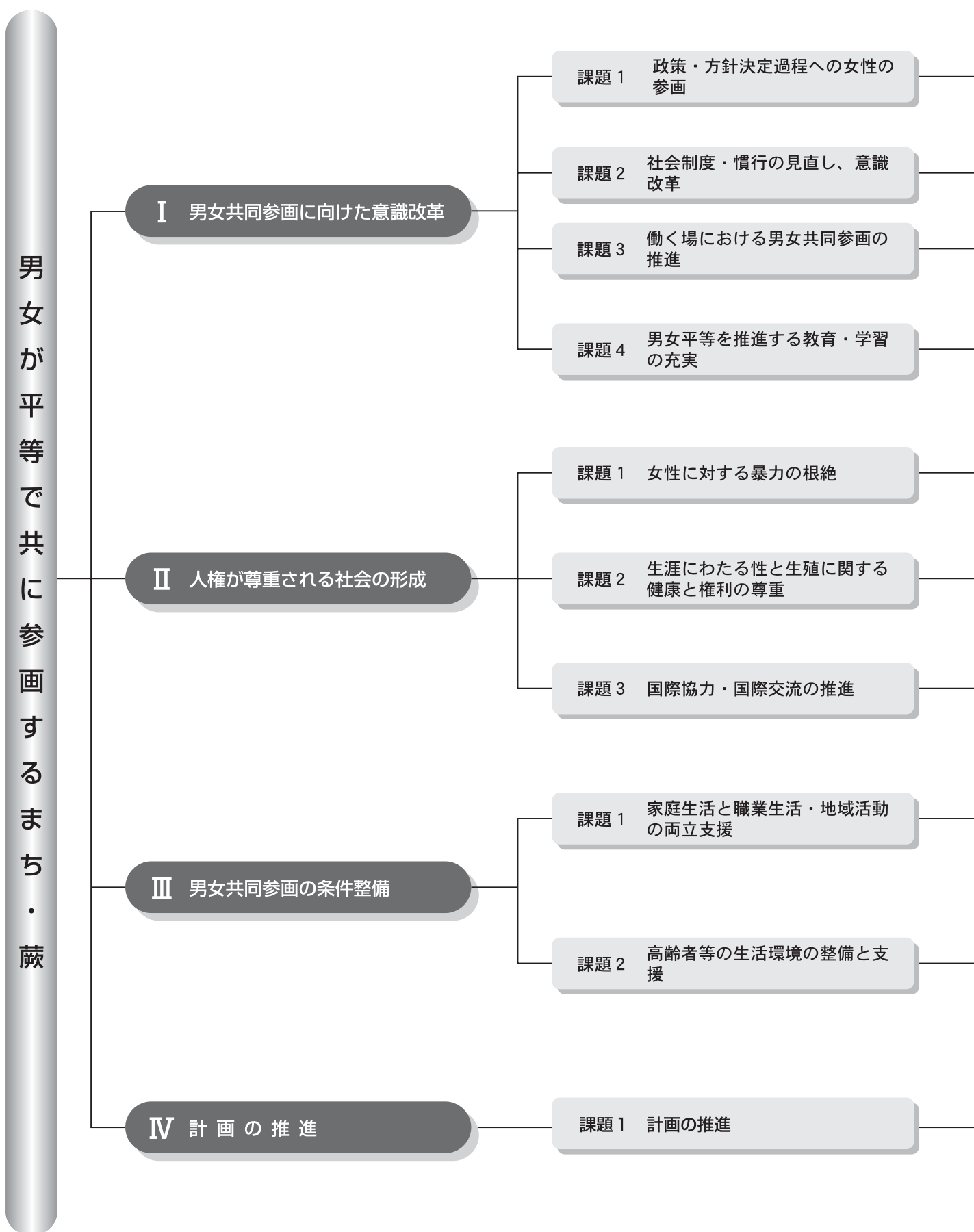
女性の性と生殖に関する健康と権利の尊重

大事なことを決める場への参画

男女が平等で
共に参画する
まち蔵



計画の目標と体系



1 市における政策・方針決定過程への男女共同参画	(1)市の審議会等への女性参画の促進 (2)行政内部の男女共同参画の促進
2 事業所・各種団体への協力要請、社会的気運の醸成	(1)事業所・各種団体への協力要請、社会的気運の醸成 (2)意識啓発事業の推進
3 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供	(1)人材の育成、関係団体等の育成・援助 (2)人材情報の収集・整備・提供
1 社会制度・慣行の見直し	(1)職場・家庭・地域における社会通念、慣習、制度などの見直し (2)男女共同参画の視点から施策や事業の見直し
2 男女共同参画情報の収集、整備、提供	(1)男女共同参画の情報の収集、整備、提供
1 雇用の分野への男女平等の推進	(1)法律制度の周知 (2)女性の就業への支援
2 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備	(1)多様な就業環境の整備 (2)商工業のなどに携わる女性への支援
1 男女平等の視点に立った家庭教育の促進	(1)家庭教育に関する情報提供・相談体制の充実 (2)男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進
2 男女平等の視点に立った教育等の推進	(1)男女平等の視点に立った保育の推進 (2)男女平等教育の推進
3 男女共同参画に向けた生涯学習の推進	(1)男女共同参画に関する学習機会の充実
1 女性に対する暴力根絶の基盤づくり	(1)総合的な対策の推進 (2)被害者等への支援
2 女性に対する暴力根絶のための意識啓発	(1)人権尊重意識の啓発 (2)セクシュアル・ハラスメント等の防止対策
1 ライフステージにあわせた健康づくり	(1)思春期における保健対策 (2)妊娠・出産期における健康づくり支援 (3)成人期・高齢期における健康づくり支援 (4)健康をおびやかす問題についての対策
2 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重	(1)生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
1 国際的視野に立った男女共同参画の推進	(1)情報の収集 (2)国際理解の推進 (3)外国人が暮らしやすいまちづくりの推進
2 平和行政の推進	(1)平和行政の推進
1 子育てしやすい環境づくり	(1)保育サービスの充実 (2)地域の子育て環境の支援 (3)子育て支援の充実
2 家庭生活と職業生活の両立支援	(1)仕事と生活の調和に向けた職場改革 (2)家庭生活における男女共同参画の意識啓発 (3)男性の子育て参画促進
3 男女共同参画地域への支援	(1)地域活動への参画促進 (2)活動拠点の充実 (3)市民活動への支援
1 高齢者への支援	(1)健康で生きがいのある生活の支援 (2)介護サービスの充実
2 障害のある人への支援	(1)社会参加への支援 (2)バリアの解消
1 庁内推進体制の充実 2 男女共同参画推進委員会の充実 3 情報提供の充実 4 教育・啓発活動の推進 5 市民活動への支援 6 計画の進捗管理の実施、評価公開 7 市民活動支援センターの整備 8 オンブズパーソン制度の設置 9 モデル事業所としての市役所の実現 10 女性のチャレンジ支援	

第1章 男女共同参画に向けた意識改革

課題1 政策・方針決定過程への女性の参画

現状と課題

男女共同参画社会の形成には、男女が対等なパートナーとして政策や方針決定の場に参画し、ともに責任を担うことが基本です。蕨市議会の女性議員は、定数の減もあり平成20年7月現在、18人の定数のうち女性は2人で割合は11.1%と前回（平成15年7月）の20.8%から半減し、全国の市（区）議会平均12.3%（平成19年12月31日現在）とほぼ同レベルで、埼玉県各市議会平均の20.0%（平成19年12月31日現在）に比べて低い数字となっています。

また、市の政策を決める場の一つとして各種審議会がありますが、市では平成8年「審議会等への女性の登用促進要綱」を定め、委員に女性を積極的に委嘱し、平成14年には、審議会等における女性委員の割合は30%を越え、県内平均の24.6%（平成20年4月1日現在）に比べ、33.8%（平成20年4月1日現在）と高レベルの数値を維持するまでになりました。しかし、審議会委員には「職」を指定するものがあり、その職に女性がいなかったこと、選挙による委員会があることなどの理由により、未だに女性委員のいない審議会等が10.6%あるのも現実です。

市では平成19年2月に「市民参画・協働のまちづくり指針」を定め、各種審議会委員の一部に公募枠を設けることを取り組み事項に位置づけました。今後はこの公募枠を活用し、積極的に女性の登用を進めていくことが期待されます。

また、市役所の全職員のうち女性職員が占める割合は、41%（平成20年4月1日現在）であり、県内市町村平均の35.9%（平成19年4月1日現在）よりも高いものの課長級以上の役付き職員は7.8%で、ここ数年横ばいの状況が続いています。

地域活動においては、団体の会長職に女性が少ない状況が続き、重要なことを決定する場へ女性の意見が反映されにくいということがあります。

少子高齢化が進み、産業構造や人々のライフスタイルが変化するなかで、地域も急速に変わってきています。地域を支える活動には、女性の活躍が欠かせないことから、市政や地域活動などのなかで積極的に女性が活躍できる場を拡大していくことが求められています。

国が平成17年に策定した「男女共同参画基本計画」（内閣府）では、「社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合を2020年までに少なくとも30%」にするという目標を掲げていますが、本市においてもその女性の採用や登用拡大に向けた取り組みが求められているところです。

今後、政策や方針決定の場に女性の参画を拡大していくために、引き続き、

市が審議会委員や市職員へ、女性の登用を促進するための目標を立て、積極的格差是正措置を行うなど率先してまちづくりに女性の参画を進めていくことと、女性が幅広い経験を積み、研修の機会も得て、能力を発揮できるように進めていくことが重要です。また各種団体、事業所などに男女共同参画社会の基本理念を浸透させ、理解を促し、社会的な気運を醸成していくこと、女性の人材に関する情報を収集、整備し提供していくことが必要です。

施策

1 市における政策・方針決定過程への男女共同参画

(1) 市の審議会等への女性参画の促進

市政の政策や方針決定の場が男女共同参画となるように、女性の参画を一層進めていきます。

事業名	
審議会等委員の公募枠の新設・拡大による女性参画の促進	全庁
女性委員の占める割合を平成25年度までに40%とする登用促進	市民活動推進室
推薦団体への協力要請・意識啓発	
審議会委員等の参画状況の公表	
審議会委員選考や充て職の見直し クオータ制 [※] 導入の検討	

(2) 行政内部の男女共同参画の促進

男女共同参画のまちづくりを進め、また男女共同参画モデル事業としての市役所の実現を目指して、女性の職域の拡大や管理職への登用を進めます。

管理職をはじめとする職員への意識啓発 積極的格差是正措置についての啓発・研修の充実	市民活動推進室 人事課
女性職員の職域の拡大と女性登用の推進	
男性市職員の育児休業取得についての奨励	

2 事業所・各種団体への協力要請、社会的機運の醸成

(1) 事業所・各種団体への協力要請、社会的機運の醸成

積極的格差是正措置をはじめとする女性の登用についての啓発を事業所や各種団体へ行い、社会的気運の醸成を図ります。

積極的格差是正措置の普及啓発 市内事業所・市登録業者、各種団体への普及啓発	市民活動推進室 商工生活室
--	------------------

[※]クオータ制
(Quota System)
選挙の立候補や国の審議会の
人数などで、男女の比率の偏
りがないように性別によって
割り当てる制度のこと

市補助金交付団体への協力要請	市民活動推進室
----------------	---------

(2) 意識啓発事業の推進

男女共同参画の考え方が広がり、生活に定着するように意識改革を促す啓発事業を行います。

男女平等・共同参画をテーマにした作品の募集	市民活動推進室
市民の推進活動への支援	

3 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供

(1) 人材の育成、関係団体等の育成・援助

女性の登用が進むように、市民団体と協力し、人材の育成を行います。

女性指導者養成講座の充実	市民活動推進室
女性関係団体の連携の強化	市民活動推進室 生涯学習課
地域女性団体連絡協議会の育成	生涯学習課
女性指導者研修の充実	
蕨市男女平等推進市民会議への支援	市民活動推進室

(2) 人材情報の収集・整備・提供

女性の人材情報を収集、整備し、提供します。

女性の人材情報の把握と情報提供の充実	市民活動推進室 生涯学習課 公民館
--------------------	-------------------------

課題2 社会制度・慣行の見直し、意識改革

現状と課題

男女共同参画社会基本法や改正男女雇用機会均等法(以下「均等法」)などの制定により、法律や制度の面の男女平等が整いつつあります。また、蔵市においても平成14年度から市立小・中学校で混合名簿が導入され、平成15年施行の男女共同参画パートナーシップ条例により「男女共同参画」という言葉も日常的に使われるようになりました。しかし、現実には、ジェンダー^{*}と言われる社会的・文化的に形成された性別は、社会制度・慣行のなかに根強く、無意識のうちに「男は仕事、女は家庭」といった男女の固定的な性別役割分担をつくりだしている場合もあります。

平成20年の「男女共同参画市民意識調査」結果ではリーダーに女性が少ない理由として、第1位が「家事を担っているので困難」39.0%、次いで「家庭、職場、地域における慣習」29.8%で、いまだに固定的性別役割分担意識が残っている現実を示しています。この意識や慣習は、地域活動で実務面を女性が多く担っている一方で、「会長職」には男性が就任している状況をもたらし、政策・方針決定の場への女性の参画を妨げる一因になっています。

市では市民が主体となって活動している男女平等推進市民会議に助成を行い、協働で各種啓発を行っています。また男女平等啓発紙「パートナー」の発行や「男女共同参画サポート研究委託事業制度」など市民主体の事業を行ってきました。

しかしながら、若年層や女性と比較して男女共同参画についての関心が薄い男性の年代層もあり、意識啓発をいっそう推進し、充実させていく必要があります。

今後とも、社会的・文化的に形成された性別は、決して固定的なものではなく、男女ともに個性や能力を発揮できるように、社会制度や慣習を見直していくことが必要です。また、男女共同参画の視点に立った統計情報の収集、整理を行い、提供していくことが必要です。

施策

1 社会制度・慣行の見直し

(1) 職場・家庭・地域における社会通念、慣習、制度などの見直し

^{*}ジェンダー (Gender)
社会的、文化的に形成された性別を「ジェンダー」と表現します。性別学的なセックス (Sex) とは区別して使われます。ジェンダーはそれ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

女性も男性も固定的性別役割分担意識にとらわれず、様々な分野に参画していかれるように、職場や家庭、地域などの社会通念、慣習、制度の見直しを行います。

意識調査や実態調査等の実施	市民活動推進室
市民が行う男女共同参画活動への支援	
若年層・関心の薄い層への啓発、新しい啓発方法の検討・実施	
広報・啓発活動推進	
「人権尊重社会をめざす市民のつどい」の開催	市民活動推進室 庶務課 学校教育課 生涯学習課
人権指導者養成講座の開催	生涯学習課

(2) 男女共同参画の視点から施策や事業の見直し

男女共同参画表現ガイドの作成	市民活動推進室
固定的性別役割分担意識を払拭するための全庁的な事業の見直し	市民活動推進室 全庁
市職員への啓発	

2 男女共同参画情報の収集、整備、提供

(1) 男女共同参画の情報の収集、整備、提供

男女共同参画の観点に立って統計情報をまとめ、公表します。また啓発紙や広報、ホームページなどを活用し、情報の提供に努めます。

男女共同参画白書の刊行・公表	市民活動推進室
啓発紙「パートナー」等の発行	
「広報蔵」、ホームページ等の活用	市民活動推進室 秘書広報課
公民館報紙掲載の充実	公民館
男女共同参画関係図書の整備	市民活動推進室 図書館
女性史の掘り起こし	図書館

課題3 働く場における男女共同参画の推進

現状と課題

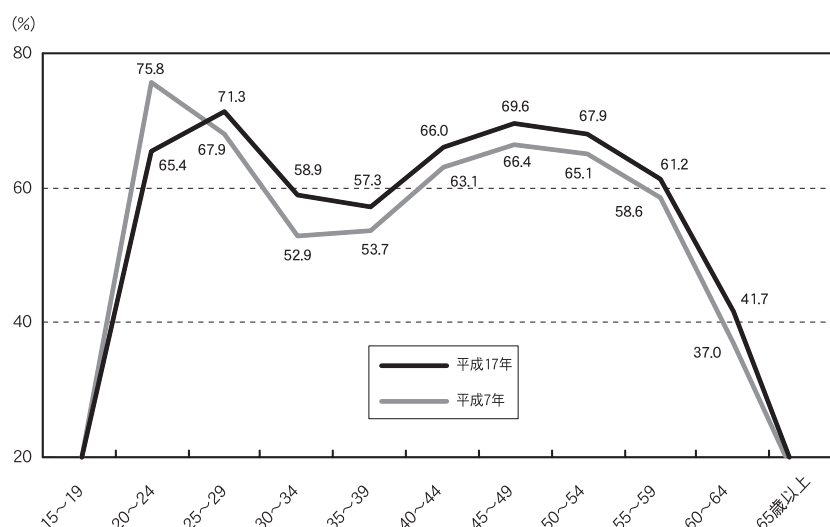
女性が経済的に自立を図ることは、男女共同参画社会を実現するためには重要な課題であり、働く場での男女平等、男女共同参画を進めていく必要があります。

女性の労働力率は出産・子育て期に大きく低下しM字型曲線を描くということと、パートやアルバイトなど非正規雇用者が多いということが、女性労働の特徴としてあげられます。

これは、都市化や核家族化等により出産・育児などのため継続性のある働き方が難しいこと、就業の場での性別による差別がいまだにあり、女性の能力を発揮する機会が充分にない、また、主婦にとっては夫の扶養の範囲内で働いた方が実質的な収入が多くなると考える人が多いことなどが背景にあると考えられます。

国勢調査結果からM字型曲線の底の部分の状況をみると、平成7年では30～34歳代で52.9%であったものが、平成17年では35～39歳代に移り、57.3%と4.4ポイント上昇しました。この底の部分の数字は、全国で61.6%（30～34歳）、埼玉県58.3%（35～39歳）であり、本市は低くなっています。

●女性の労働力の推移(平成7年、17年・国勢調査)



女性の就業率は子育て期に大きく、25～29歳層で71.3%と45～49歳層の69.6%を2つの頂点として35～39歳層の57.3%を底とするM字型の曲線を描いています。

しかし底の数字が上がってきていることは、均等法や育児・介護休業法などの施行もあり、子育て支援策が充実し、出産・育児期でも就業を継続する女性が増えていること、パートタイムや派遣労働、在宅就業、NPOなど就業形態も多様化して短時間でも働きやすい環境があることなどが背景にあります。また一方では、共働き世帯や未婚者の増加、少子化の進展により出産や育児期を必要としている女性自体の数が少なくなっていることなどが要因として挙げられます。

均等法の基本理念である“女性労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むこと”を基に、均等法の普及に努めるとともに、事業所における女性の活躍の場を広げる積極的格差是正措置についての理解を促進する必要があります。

また、男女が子育てと両立しながらも生涯働き続けられる“仕事と家庭の調和”（ワーク・ライフ・バランス）の環境づくり、子育て後に再就職を希望する女性への支援など、ライフスタイルや価値観に応じて多様な働き方に見合った就業環境の整備を進める必要があります。

さらに、雇用者の労働実態を把握するだけではなく、自営業などの家族経営の場において労働時間や報酬などの詳細な実態調査を行い、さまざまな就業の分野で男女共同参画が進むよう啓発や研究を行っていくことが必要です。

施 策

1 雇用の分野への男女平等の推進

（1）法律制度の周知

市内事業所へ「男女雇用機会均等法」や「育児介護休業法」などの法律や積極的格差是正措置の考え方を広め、雇用の分野で男女平等意識を高めます。

市内事業所、市登録業者、各種団体への普及啓発	市民活動推進室 生涯学習課
「男女雇用機会均等法」や「育児介護休業法」などの法律の周知	
積極的格差是正措置の周知と事業所における促進	

（2）女性の就業への支援

埼玉県女性キャリアセンターや商工会議所などと連携し、多様化する女性の就業形態に見合う法律制度の周知、女性が生き生きと能力を発揮できるように職業能力の開発や向上に向けた取り組みの支援を行います。

*均等両立推進企業表彰

厚生労働省が「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」又は「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範ともいうべき取組を推進している企業を表彰し、これを周知することにより、男女ともにそれぞれの職業生活の全期間を通じて持てる能力を発揮できる職場環境の整備の促進に資することを目的に実施している（厚生労働省のHPより）

*SOHO

(Small Office Home Office)
企業に属さない個人企業家や自営業者などが情報通信ネットワークや情報通信機器を活用し、自宅や小規模な事務所で仕事をする独立自営型の就労形態（埼玉県計画より）

*家族経営協定

家族経営をする農家などで労働報酬、経営方針の決定収益の分配、労働時間、休日等について家族で話し合い、それぞれの役割分担や地位を明確にするものです。農林水産業だけではなく、いわゆる自営業、商工業の就業にも応用されることが期待されています。

パートタイム労働についての啓発	市民活動推進室 商工生活室
女性の積極的な雇用や再雇用制度の啓発	
均等両立推進企業表彰*の周知	
雇用機会の情報の提供や職業相談窓口の充実	商工生活室
職業能力開発や向上に向けた取り組みの支援	
労働講座の開催や資格・技能取得を目指した学級・講座の充実	商工生活室 公民館
県女性キャリアセンターとの連携した講座の開催	市民活動推進室 公民館

2 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

(1) 多様な就業環境の整備

パートタイム労働や派遣労働、在宅勤務やSOHO*、NPOなど多様化する女性の就業について、調査研究を進めます。

パートタイム労働法の周知	商工生活室
起業の支援	
育児・介護休業制度等の普及啓発	市民活動推進室 商工生活室
NPOへの支援	市民活動推進室
女性の労働に対する実態調査の実施	

(2) 商工業などに携わる女性への支援

自営業主の家族従事者の実態を把握し、家族経営協定*の研究を行います

家族経営協定の研究	市民活動推進室
自営業における家族従事者の実態把握	市民活動推進室 商工生活室

課題4 男女平等を推進する教育・学習の充実

現状と課題

平成14年度から市立小・中学校全校で男女混合名簿が導入され、これをきっかけに、いっそう男女平等教育推進の機運が高まりました。学習指導要領では、中学校の道徳や特別活動などにおいて男女相互の理解と協力、職業生活や社会参加において男女が対等な構成員であること、相互に協力して家族の一員としての役割を果たし、家庭を築くことの重要性などについて、指導の充実を図っています。

平成20年に行った本市の男女共同参画市民意識調査によると、各分野が平等であるか、聞いてみたところ、“平等”と答えた人の割合が最も多い分野は「学校教育の場」で68.6%、次いで「法律や制度の上」で40.3%となっています。その反面「社会通念・慣習・しきたり」では14.6%、「政治の場」が17.1%、「社会全体」では19%と大変少なく、「国連婦人の10年」*以降各種意識啓発を行いながらも、その意識や社会通念、慣習を見直し、解消することの難しさも示してしています。

今後とも学校教育や幼稚園、保育園の保育のなかで性別によって育て方・接し方が異なっていないかどうか、家庭や地域においても育て方、接し方、将来への期待を性によって変えていないか検討し、男女平等の視点にたった家庭教育を進めていくことがたいせつです。

さらに、一度家庭に入った女性が再び社会へチャレンジするための学習、定年後の男性が地域や家庭に円満に参画するために必要な学習など、男女があらゆる分野に参画するため必要な知識や技術を学ぶ生涯学習の充実が必要です。



重たい荷物は一緒に持とう

*国連婦人の10年

国際連合は、昭和50年(1975年)を「国際婦人年」とし、その年国際婦人年世界会議が開かれました。会議では「平等・発展(開発)・平和」を目標に「世界行動計画」が採択され、翌昭和51年(1976年)から昭和60年(1985年)までの10年を「国連婦人の10年」として、世界的な性差別撤廃に向けた行動が始まりました。

施策

1 男女平等の視点に立った家庭教育の促進

(1) 家庭教育に関する情報提供・相談体制の充実

男女平等の視点で家庭教育が行われるように、情報提供につとめ、相談体制の充実に努めます。

子育て相談の充実 家庭教育に関する情報提供・相談体制の充実	保育園 児童福祉課 福祉・児童センター 教育相談室 地域子育て支援センター
家庭教育に関する情報提供の充実	学校教育課 生涯学習課 公民館

(2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

性別によって育てられ方や将来の期待が異ならないように、固定的性別役割分担意識にとらわれない、男女共同参画の観点に立った家庭教育が行われるよう事業を推進します。

男女共同参画の視点に立った学校行事、PTA活動の推進	学校教育課 生涯学習課
PTA研究協議会の開催	生涯学習課
家庭教育に関する学習の推進	生涯学習課 公民館

2 男女平等の視点に立った教育等の推進

(1) 男女平等の視点に立った保育の推進

保育士などの研修を行い、性によって育て方、役割の与え方などを変えていないかどうか固定的性別役割分担意識を見直し、男女平等の視点に立った保育を行います。

保育園における男女平等に関する取り組みの推進	児童福祉課 保育園
保育士や関係職員の研修の充実	保育園
児童館などの事業の見直し、施設関係者への意識啓発	福祉・児童センター

(2) 男女平等教育の推進

学校教育における男女平等教育を進めます。またセクシュアル・ハラスメントの防止対策を進め、教職員等の研修や啓発を行います。

男女平等教育の推進	学校教育課
教職員への意識啓発、研修	
人権教育の充実	
道徳・特別活動の充実	
男女平等教育の充実	
教職員等の男女平等教育の推進	
進路指導手引書の活用	
保護者への啓発の充実	
セクシュアル・ハラスメントの防止対策	
教職員等の男女平等意識の醸成	
セクシュアル・ハラスメントやデートDVなどを盛り込んだ啓発冊子の配布	市民活動推進室

3 男女共同参画に向けた生涯学習の推進

(1) 男女共同参画に関する学習機会の充実

男女共同参画の意識を広めるため、男女共同参画の学習機会を充実します。

男女共同参画に関する学習機会の提供	市民活動推進室 公民館
生涯学習センターの検討	生涯学習課
生涯学習推進の市民組織の整備支援	
生涯学習推進の行政組織の整備充実	
学校開放講座の充実	
学級・講座等の充実	公民館
図書館活動の充実	図書館
託児付き学級・講座等の充実	公民館
学びあいカレッジへの支援	

第2章 人権が尊重される社会の形成

課題1 女性に対する暴力の根絶

現状と課題

女性への人権侵害の一つとして、女性に対する暴力があります。警察庁の統計によると、平成19年度中に検挙した配偶者（内縁関係を含む）間における殺人、傷害、暴行は2,471件で、そのうち90.3%にあたる2,232件は女性が被害者となっています。

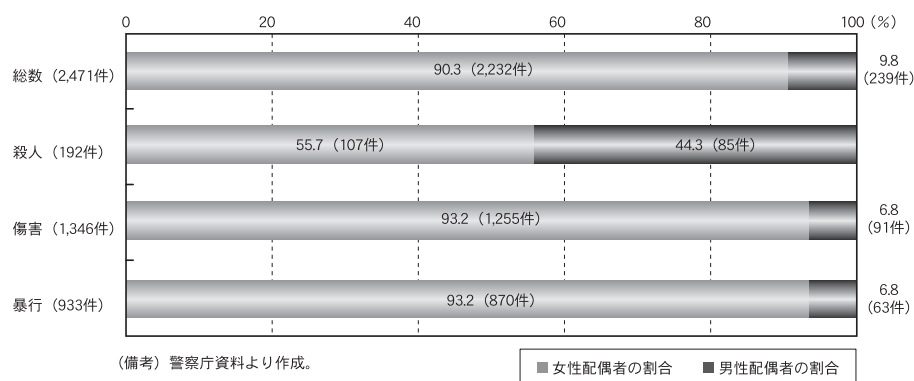
DV^{*}について、本市が平成20年に行った男女共同参画市民意識調査では、「（DV）の経験はない」という回答が57.7%でしたが、一方で「大声でどなられる」23.4%、「なぐられた」13.3%、「誰のおかげで生活できるんだ」12.2%という被害経験のある回答もありました。

女性に対する暴力について、社会の理解がいまだに不十分なことなどから個人的問題や家庭内の問題として容認され、問題が潜在化しやすい傾向にあります。これは夫婦間の経済的な格差、女性が男性よりも低い立場におかれがちな社会構造も背景にあるといわれています。

国は平成13年に「配偶者暴力防止法」を制定し、その後平成16年の第1次改正、同法に基づく基本方針の策定を経て、今回の改正（平成19年改正、20年の施行）では、保護命令の充実や市町村への規定の強化が盛り込まれ、本市においても総合的なDVの防止対策の整備が求められているところです。

DV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、ストーカー行為^{*}、デートDV^{*}など女性への暴力は、女性の心身を傷つける深刻な問題であり、決して許されない行為です。特に家庭内で共に暮らす児童への多大な影響をおよぼし、虐待を伴うことが多く、また児童（特に女子）に対する性犯罪や人権侵害が起きうる

●配偶者間（内縁を含む）における犯罪（殺人、傷害、暴行）の被害者（検挙件数の割合）（平成19年）



平成20年度男女共同参画白書

配偶者間の犯罪の被害者は、90.3%が女性となっています。殺人では55.7%、傷害では93.2%、暴行では93.2%が女性の被害者となっています。

^{*}DV
ドメスティック・バイオレンス
2頁参照

^{*}ストーカー行為
6頁参照

^{*}デートDV
6頁参照

現状から、児童の人権への配慮を重視していくことがたいせつです。女性の人権尊重に立って被害者の支援や警察や福祉、教育などの関係機関と連携を進めていくこと、加害男性の問題解決に向けた取り組みや社会全般の意識啓発などによる暴力防止、性同一性障害^{*}など性的マイノリティの方への配慮など人権を尊重する意識を高めていく必要があります。

一方、高度情報通信社会の進展のなかで、映像や活字媒体に加えてインターネットなどでも性や暴力を扱った情報が氾濫しています。このような状況から青少年の健全育成を図り、お互いの性を尊重し、たいせつに思う意識啓発を行うことが必要です。

^{*}性同一性障害

生物的な性（体の性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障がある状態をいいます（法務省「人権の擁護」より）

施 策

1 女性に対する暴力根絶の基盤づくり

（1）総合的な対策の推進

被害者を救済・支援するため、警察や福祉事務所、相談所など関係機関との連携を持ち、相談や保護、自立支援など総合的な対策を進めます。

「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定の調査研究 関係機関の連携 DV等関係機関連絡会議の設置	市民活動推進室 市民課 児童福祉課 保健センター
P T A 研究協議会の開催	市民活動推進室

（2）被害者等への支援

D V やストーカー行為などの被害者に対する支援の充実を図り、併せて女性に向けられる暴力をなくす社会を目指します。

被害女性に対する支援	市民活動推進室 福祉総務課 児童福祉課
女性の心と生き方相談事業の充実	市民活動推進室
教育、福祉等を含めた相談体制の充実	福祉総務課 児童福祉課 総合社会福祉センター 福祉・児童センター 保健センター 学校教育課

市民相談事業の充実	市民活動推進室
住民基本台帳事務に係るストーカー行為等の被害者支援	市民課

2 女性に対する暴力根絶のための意識啓発

(1) 人権尊重の意識啓発

女性に向けられる暴力は、犯罪であり、決して許されないものであるとの認識を広めます。また性同一性障害の方へ配慮し、行政が発行する各種申請書や証明書への性別記載の見直しを行います。

加害男性側への問題解決 DVやセクシュアル・ハラスメントなどの研修会	市民活動推進室 生涯学習課
行政が発行する各種申請書や証明書への性別記載の見直し	市民活動推進室

(2) セクシュアル・ハラスメント等の防止対策

雇用の分野などセクシュアル・ハラスメントを防止する取り組みを行います。

企業へのセクシャル・ハラスメントの防止啓発活動	市民活動推進室 商工生活室
セクシュアル・ハラスメントやデートDVなどを盛り込んだ啓発冊子の配布	市民活動推進室
雇用の場における事業所へのセクシュアル・ハラスメント防止対策	商工生活室
小・中学校の相談体制の充実	学校教育課



DV防止研修会(中央公民館)

課題2 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重**現状と課題**

平成14年に健康増進法が制定され、生涯にわたって自分の健康状態を自覚して健康の増進に努めること、自治体は健康の増進についての知識の普及や情報の収集などの責務があると定められました。本市では、生涯を通じて自分の健康をたいせつにして生き生きと暮らせることをめざして、平成18年3月には「健康わらび21」を策定し、総合的に推進しているところです。

生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ^{*}）についての概念は、平成6年（1994年）に開催された国際人口・開発会議において提唱されたもので、重要な人権の一つとして認識されています。この問題は、ジェンダーによる男女の主従関係、意識などにより、男性が主導し、受け身の立場におかれる女性は、結果として望まない妊娠や性感染症など女性の健康と権利がおびやかされることを指摘しています。

また、今なお女性は子どもを産んで一人前という意識があり、こうした意識・考え方に悩む女性もいます。さらに女性は、妊娠や出産する可能性があり、男性とは異なる健康上の問題もあります。しかし、まだこの権利について広く認識されていないのが現状です。

川口保健所管内の人工妊娠中絶の件数自体は、減少傾向にありますが、安易な人工中絶を避けるために、女性の主体的な避妊のための情報提供や相談を推進するとともに、若年層への性教育が重要であり、人間としての生き方、相互の性の尊重、思春期に乳幼児と触れ合う機会の提供やエイズなどの性感染症の問題も含めて教育内容を充実していくことが必要です。

また、女性の更年期は、老親の介護時期と重なり、病状が改善されないという状況があります。骨粗鬆症、高齢期の性などそれぞれのライフステージに応じた保健対策が必要です。さらに、エイズ・薬物乱用・アルコール依存症など健康をおびやかす問題についての対策を進める必要があります。

「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」といわれる、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利とその考え方を、学校や地域における健康教育にこの新たな視点を導入し、各種健康診査や相談、健康教育、スポーツ講座などの機会を提供し、生涯を通じた健康保持を支援することが必要です。

^{*}リプロダクティブ・ヘルス／ライツ
(Reproductive health rights)
1994年にカイロで開催された人口・開発会議で提唱された概念で、重要な人権の一つとして認識されています。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人の子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つなどが含まれています。

施策

1 ライフステージにあわせた健康づくり

(1) 思春期における保健対策

思春期における保健対策を進めます。

電話相談	保健センター
性教育の推進	学校教育課
児童相談体制の充実	教育相談室 家庭児童相談室
教育相談の充実	学校教育課

(2) 妊娠・出産期における健康づくり支援

妊娠・出産期における女性の健康を支援します。

妊娠・出産期における健康支援	保健センター
乳幼児健診及び訪問指導	
働く女性の母性保護制度の啓発	市民活動推進室 商工生活室
母子健康手帳の交付と妊産婦相談	保健センター
両親学級、プレママ学級、エンジョイママクラブ、産婦訪問等の実施	

(3) 成人期・高齢期における健康づくり支援

成人期、高齢期における健康づくりを進めます。

成人・高齢期（骨粗鬆症・更年期障害、乳がん、子宮がん、生活習慣病）各種検診、健康診査の充実	保健センター
基本健康診査の充実	
性の悩み等の相談窓口や基本健康診査項目の追加などにより性についての相談の充実	
各種がん検診の充実	
各種健診結果の説明会の開催	
健康教育の充実	
電話相談の充実	
健康まつり等健康講座事業等の充実	保健センター 公民館 地域包括支援センター 保険年金課
スポーツ・レクリエーション行事等の充実	保健体育課 体育館
スポーツ・レクリエーション指導者の育成	保健体育課
スポーツ施設の整備	保健体育課

公園施設の整備	道路公園課
スポーツ・レクリエーションに関する情報の提供	体育館

(4) 健康をおびやかす問題についての対策

エイズや性感染症に関する知識の普及や対策、薬物乱用の対策を進めます。

薬物乱用防止啓発活動の推進	生涯学習課
電話相談	保健センター

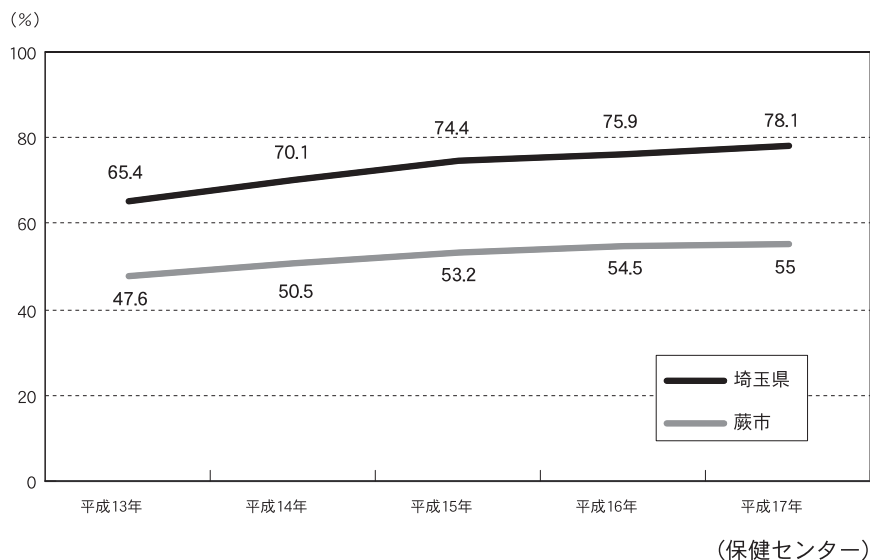
2 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

(1) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

女性の性と生殖に関する健康と権利についての考え方を広めます。

教職員研修	学校教育課
生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての啓発や情報提供	市民活動推進室 保健センター
医療保健従事者への研修	市立病院
地域のなかでの健康教育の充実	保健センター
性の尊重の意識を育てる啓発・普及活動の実施	市民活動推進室 学校教育課 公民館

●基本健康診査の受診率



課題3 国際協力・国際交流の推進

現状と課題

女性の地位向上を目指す運動は、国際連合を中心に展開され、人口の半分以上を占める女性が経済の発展に参画することは世界平和に通じるということから、国連は昭和50年（1975年）を「国際婦人年」として、「平等・発展・平和（現在は開発）」をテーマに実施し、以来、各国が連携して取り組んできました。

また他国の女性が直面している問題は、日本の女性にも共通する部分もあるので、これからも引き続き国際的な動きを取り入れるとともに、世界の女性の問題にも目を向けていくことが求められています。

国際化が進むなかで本市の外国人登録者は伸び続け、平成21年3月31日現在3,312人で、総人口に占める外国人比率は4.6%と県内で最も高くなっています。

外国人にとっても暮らしやすいまちづくりを進め、地域社会の一員として活動できる開かれた社会を構築していく必要があります。

現在、在住外国人との交流会の開催や市民による日本語ボランティア教室などが行われている他、小中学校におけるALT（外国語指導助手）の配置や国際理解教育、国際青少年キャンプ事業など国際的視野を育むための施策が行われています。また、市民団体が中心となって、姉妹都市であるアメリカ合衆国エルドラド郡と、友好都市であるドイツリンデン市と交流を行っています。

今後も身近なところから交流を進めるとともに、活動への支援などを通して、国際理解を推進し、平和な国際社会を構築していくことが真に人権が尊重された男女平等社会の実現につながると考えられます。

さらに本市では平和で豊かな社会を次の世代に引き継いでいくことが現代に生きる我々の責務と考え、昭和60年に市民の平和を願う心を結集し「平和都市宣言」を行いました。今後とも平和についての市民意識を高めるための取り組みが必要です。

●外国人登録者の割合（毎年3月末日現在）

	総人口	外国人登録者数	割合（％）
平成 21年	71,597	3,312	4.6
20年	71,222	3,007	4.2
19年	70,938	2,725	3.8
18年	70,643	2,632	3.7
17年	70,579	2,496	3.5
16年	70,732	2,470	3.4

（市民課）

施 策

1 国際的視野に立った男女共同参画の推進

(1) 情報の収集

男女共同参画は国際的な動きと連携し、進めていくために国際的視野に立った男女共同参画情報を収集し、提供します。

国際的視野に立った男女共同参画情報の収集、提供	市民活動推進室
-------------------------	---------

(2) 国際理解の推進

市民が行う国際交流活動の支援や国際理解を育む事業を行います。

相互訪問事業への支援	秘書広報課
国際青少年キャンプの開催	秘書広報課
文化活動事業への助成	生涯学習課
外国人英語指導助手の配置	学校教育課
国際理解教育の推進	学校教育課 公民館

(3) 外国人が暮らしやすいまちづくりの推進

外国人が地域社会の一員として暮らしやすいまちづくり事業を行います。

交流事業の開催	秘書広報課
交流事業等各種情報の提供	全庁 秘書広報課 市民活動推進室 市民課
日本語ボランティア指導への支援	公民館

2 平和行政の推進

(1) 平和行政の推進

平和のたいせつさについて啓発します。

平和への啓発事業の実施	秘書広報課 庶務課 公民館 図書館 歴史民俗資料館
テレビ広報「ハローわらび」で平和特集番組を放送	秘書広報課
懸垂幕の掲出	庶務課

第3章 男女共同参画の条件整備

課題1 家庭生活と職業生活・地域活動の両立支援

現状と課題

総務省が平成18年に行った「社会生活基本調査」によると夫婦共働き世帯（夫婦と子ども世帯）の1日の平均生活時間を見ると、仕事時間（通勤を含む）は夫が8時間22分、妻は4時間43分と夫の方が、3時間39分長くなっています。一方、家事時間（買い物を含む）は夫がわずか33分であるのに対して、妻が4時間45分と、妻の方が4時間12分長くなっています。また平成19年雇用均等基本調査（厚生労働省）によると女性の育児休業の取得割合は89.7%であるのに対し、男性の取得率は1.56%となっています。このことは、共働き世帯であっても女性が育児や介護、家事の多くを担っていることがわかります。平成17年の国勢調査によると、本市における出産・育児期の女性の労働力率は57.3%であり、全国の61.6%（同）や埼玉県58.3%（同）に比べて低く、女性が育児期に仕事を継続していくことの難しさを示しています。

また市民のライフスタイルや労働形態が多様化するとともに、核家族化の進展やひとり親家庭の増加などにより、保育に加え、育児の不安や親子の孤立を解消する様々な取り組みが求められています。

労働力人口の減少や高齢社会が進展するなかで、就業の継続を願う女性が働きつづけられる環境整備、男性が家庭生活や地域活動に参加しやすいように労働時間の短縮や意識改革を進める必要があります。男女が相互に協力し、家庭生活、職業生活や地域活動にともに参画できるような“仕事と生活の調和”（ワーク・ライフ・バランス）のとれた社会を目指した社会的支援と環境の醸成が必要です。



プレーパークにて

施 策

1 子育てしやすい環境づくり

(1) 保育サービスの充実

仕事や地域活動と両立しながら安心して子どもを産み育てられるように、多様な保育サービスを充実します。

保育事業の充実 延長保育、0歳児保育、障害児の受入などの充実	児童福祉課
駅前保育サービスの整備	
一時保育所の充実	
留守家庭児童指導室の充実	
家庭保育室への支援	

(2) 地域の子育て環境の支援

児童館の充実や子育てネットワークへの支援など地域の子育て環境の充実を図ります。

子育てネットワークの支援	児童福祉課 公民館 地域子育て支援センター
児童館の充実	福祉・児童センター 児童館
地域子育て支援センターの整備	児童福祉課
公園施設の整備	道路公園課

(3) 子育て支援の充実

核家族化が進むなかで、各種子育て支援制度の充実をはかり、子育て機能を高めよりよい環境づくりを行います。

ファミリーサポートセンター機能の整備	児童福祉課
各種子育て支援制度のPR	
児童手当、子ども医療費支給制度等の充実	
民間家賃補助制度などひとり親への支援	
子育てアンケート 女性の就業と子育ての意識調査の実施	市民活動推進室
家庭教育への支援、情報の提供	公民館
母性神話の払拭・啓発	市民活動推進室 公民館

託児付き学級・講座等の充実（再掲）	生涯学習課 公民館
相談窓口の充実	児童福祉課 保健センター
休日・平日夜間診療体制の充実	保健センター
両親学級の充実、両親学級の父親参加者の倍増、父子手帳の研究	
電話相談の充実	
乳幼児健診及び訪問指導	

2 家庭生活と職業生活の両立支援

（1）仕事と生活の調和に向けた職場改革

男女がともに育児や介護などを両立し、働き続けられるように「育児・介護休業法」や「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」などの周知や啓発を進めます。

ファミリーフレンドリー事業所の周知	市民活動推進室 商工生活室
父親の出産休暇や育児休業取得、育児・介護休業制度等の啓発	市民活動推進室 商工生活室
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発	市民活動推進室

（2）家庭生活における男女共同参画の意識啓発

子育てなどの家庭生活は、男女でともに担うように啓発を進めます。

家庭教育学級の充実	公民館
学生の子育て体験・男女共同参画の担い手として子育て体験ボランティアなどの場を提供	児童福祉課 保育園 公民館
両親学級の充実	保健センター

(3) 男性の子育て参画促進

父親の子育て参画を進める機会を充実します。

学校教育の中での父親参加の推進	学校教育課
父親が参加できる親子事業の実施	福祉・児童センター 児童館 保健センター 公民館他社会教育施設
父親参画の機会の提供、意識啓発	市民活動推進室
男性の家事や子育てへの参加を促す学級講座や事業の開催	保育園 公民館

3 男女共同参画地域への支援

(1) 地域活動への参画促進

地域推進員制度などを設け、男女共同参画の地域づくりが進むように取り組みます。

男女共同参画地域推進員の委嘱・活動支援	市民活動推進室
女性リーダー同士の交流、ネットワークへの支援	
男性の地域のネットワークづくり支援	公民館
男性向け学習講座の充実	公民館 市民活動推進室

(2) 活動拠点の充実

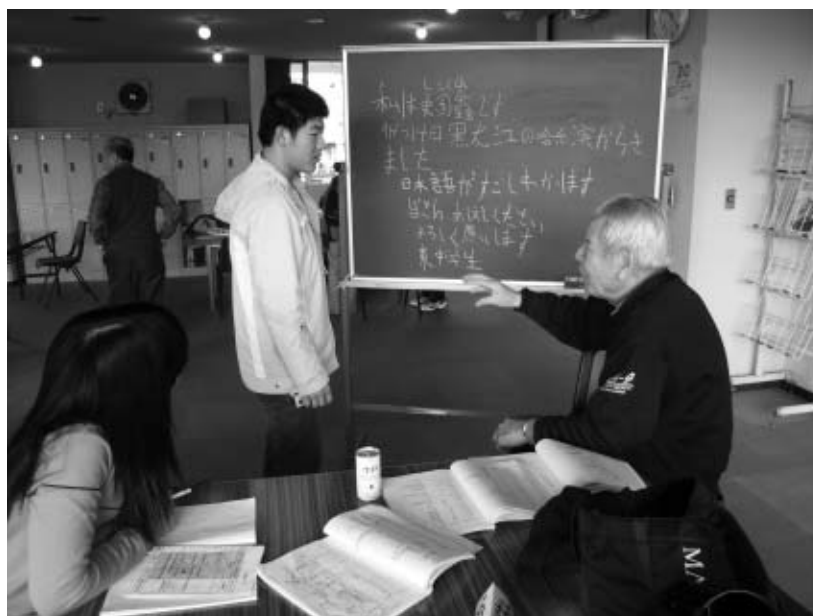
学習機会や情報提供など男女共同参画の事業が進むように拠点施設となる機能を整備します。

コミュニティ施設の充実	市民活動推進室 コミュニティ・センター
男女共同参画推進を含む総合的な市民活動センター機能の整備	政策企画室 市民活動推進室
社会教育施設の整備	生涯学習課 公民館他

(3) 市民活動への支援

男女共同参画を進める市民活動の支援を行います。

コミュニティ活動の推進	コミュニティ・センター
市民活動に関する学習機会・情報の提供	市民活動推進室 公民館
市民活動を推進する団体への支援	市民活動推進室
庁内のネットワークの構築	
生涯学習まちづくり出前講座の充実	生涯学習課
男性の地域参加、地域の男女共同参画の推進 男女共同参画を支えるNPOなどの支援 ボランティアの育成	公民館
NPOやボランティア活動への参加促進のための環境整備	市民活動推進室 生涯学習課
ボランティア教育の推進	学校教育課
社会福祉協議会への支援	福祉総務課



ボランティアに支えられる日本語教室（南公民館）

課題2 高齢者等の生活環境の整備と支援

現状と課題

本市の65歳以上の高齢者が人口に占める割合（高齢化率）は、年々増加傾向にあり、平成19年10月1日現在19.1%で、約5人に1人が高齢者となっています。これは全国平均の21.5%よりは低いものの、近隣市や埼玉県の18.9%に比べると高いものとなっています。65歳以上の人口に占める女性の割合は56.8%と男性よりも高く、高齢になるにつれて女性の割合が増し、80歳以上では男性1人に対し、女性は2人の割合になっています。また、65歳以上の人口のうち、18.4%が一人暮らしで、それも女性の割合が圧倒的に多く、特に70歳以上になると4人のうち3人が女性という状況で、単身世帯でも女性の割合が多くなっています。

さらに、平成20年蕨市老人保健福祉計画・介護保険事業計画実態調査によると、介護者の性別は、女性56.5%、男性23.1%、無回答20.4%で、高齢者を取り巻く問題は、女性の問題として密接なことがわかります。また、高齢化の進行にともない、介護を必要とする要介護者や高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯の増加が見込まれ、高齢者を取り巻く状況は、さらに厳しいものとなることが予想されています。

高齢者が個人として尊重され地域や家庭の中で安心して、その人らしい質の高い生活を送れるよう「高齢者福祉計画」、「介護保険事業計画」に基づき、介護予防、健康や生きがいづくりに取り組んでいく必要があります。

さらに、高齢者問題に限らず、ノーマライゼーション^{*}の理念に基づき、障害のある人や妊娠している女性等、日常生活に制約を受けがちな方々が、固定的な見方や偏見にとらわれず、その能力や意欲を発揮しながら、社会を支える重要な一員として充実した生活ができるよう、支援を進める必要があります。

^{*}ノーマライゼーション
(Normalization)

障害者や高齢者など社会的に不利を負いやすい人たちが特別視されることなく、あるがままの姿で他の人たちと同等の権利を享受し、生活し、活動することが当然であり、社会の本当の姿であるとの考え

施策

1 高齢者への支援

(1) 健康で生きがいのある生活の支援

健康で生きがいのある充実した生活がおくれるよう、高齢者への支援を進めます。また地域における見守り体制の充実を図ります。

介護予防の推進と支援	介護保険室 地域包括支援センター 公民館
健康と生きがいづくりの支援	介護保険室 保健センター 公民館
生活基盤の安定	介護保険室
地域における見守り体制の充実	介護保険室 地域包括支援センター

(2) 介護サービスの充実

介護保険事業計画に基づき、介護保険制度の適正な運営や総合的な介護サービスの基盤を強化します。

介護保険制度の適正な運営	介護保険室 地域包括支援センター
総合的な介護サービス基盤の整備	
認知症高齢者の支援	介護保険室 地域包括支援センター

2 障害のある人への支援

(1) 社会参加への支援

障害のある人が充実した生活が送れるように、社会参加の支援を行います。

就労機会の拡大	福祉総務課 総合社会福祉センター
障害者相談支援事業	

(2) バリアの解消

障害のある人もない人も、地域でともに暮らしていくことがあたりまえである「ノーマライゼーション」の理念を広め、埼玉県福祉のまちづくり条例に基づいてバリアフリーの視点にたったまちづくりを進めます。

心のバリアフリー化の推進	福祉総務課 学校教育課
生活環境のバリアフリー化の推進	福祉総務課 道路公園課 まちづくり推進課

第4章 計画の推進

課題1 計画の推進

現状と課題

蕨市では、平成3年に策定した「蕨市男女平等行動計画パートナーシッププラン185」に携わった市民や団体を中心に構成している「蕨市男女平等推進市民会議」と、市内の男女共同参画施策を実施する課の長を中心とした「蕨市男女平等行政推進会議」がこれまで男女平等を推進する組織として主体的に取り組んできました。特に男女平等推進市民会議では、市民の立場で共同参画を地域に投げかけ続け、その活動は、市民に根付いたものとなっています。また男女平等行政推進会議では男女平等・共同参画事業の進捗状況を把握し、さらなる事業推進に努めてきています。

さらに、男女共同参画を進めるよりどころとして「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例」を平成15年に施行し、条例に基づく本計画を平成16年3月に策定しました。

社会のあらゆる分野に男女共同参画を作りあげるには、行政、市民、事業者、教育、関係機関など様々な団体と連携、協力して取り組んでいくことが必要です。そこで、市は平成15年に中央地区を男女共同参画推進モデル地域に指定しました。中央地区ではコミュニティ委員会を中心に学習会や団体調査を行い、モデル地域の指定終了後も、小学校で児童や地域住民を対象とした講演会の開催や意識調査を実施するなど積極的な取り組みを行いました。また、その活動は、平成19年に塚越地区に引き継がれ、塚越地区ではコミュニティ委員会の活動に男女共同参画の推進を掲げ、地域での取り組みを図っているところです。

また、女性が様々な分野の政策方針決定の場に参画し、活躍することを目指す「上へのチャレンジ」、女性が少ない分野に新たに活躍の場を広げる「横へのチャレンジ」、子育てなどで一度仕事を中断した女性の「再チャレンジ」について、それぞれの団体が主体的に取り組んで推進していくことができるよう体制の整備を図り、市民の自主的な活動への支援を行います。

また市役所にあっても、男女共同参画のモデルとなる事業所を目指し、実践を行います。また情報の提供や進捗状況の公表などに努め、本計画を推進します。

施 策

- 1、市は、男女共同参画の施策を全庁的に推進するために男女平等行政推進会議や担当する組織体制を充実し、計画を押し進めていきます。
- 2、市は、男女共同参画に関わる基本的、総合的な施策について調査や審議を行い、市長に意見を述べる男女共同参画推進委員会を充実します。
- 3、市は、推進状況などの市の情報、県や国の取り組みを広報紙や啓発紙、ホームページなどにより積極的に提供します。
- 4、市は、男女共同参画を進めるための地域推進員制度を設け、固定的性別役割分担意識を見直しできるように、教育・啓発活動を積極的に進めます。
- 5、市は、市民や事業所などが主体的に男女共同参画を進めていくことができるよう活動の支援を行います。
- 6、市は、計画の進捗管理を実施し、評価、公開を行います。
- 7、市は、公共施設の新築及び改修にあたっては、ユニバーサルデザイン^{*}や男女平等を視点においた計画とします。また、市民が主体となって活動する男女共同参画を進めるための市民活動支援センターの整備を行います。
- 8、市民主体のオンブズパーソン制度^{*}を設けます。
- 9、市は、職員研修などを積極的に行い、男性市職員の育児休業取得を高め、管理職へ女性登用を進めるなど男女共同参画のモデル事業所を目指します。
- 10、市は、女性のチャレンジ支援のための関係機関との連携や情報提供など体制を整備します。

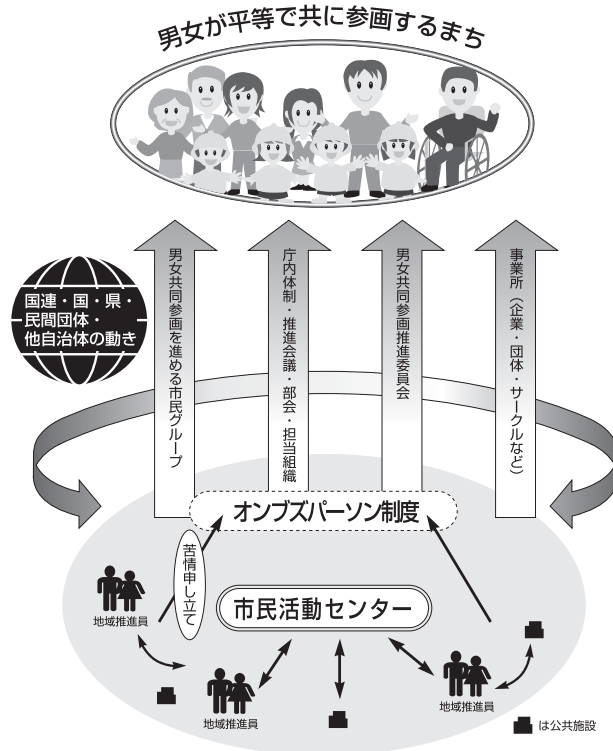
^{*}ユニバーサルデザイン
(Universal design)
障害の有無や年齢、性別、言葉のの違いなどの区別なしにすべての人に使いやすいように考えられた、製品、建物、環境、情報などのデザインをいいます。

^{*}オンブズパーソン
行政の施策等への苦情や人権侵害などの申し出を処理したり、行政活動の監視などを行う機関。



市民に親まれる条例として市民ボランティアがパネルを作成

計画の目標と推進体制



男女共同参画講演会（中央東小学校）